⑷　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑹　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　工事説明会を行う。

⑾　二次審査においてヒアリングを実施する。

⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒀　二次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否については、一次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否と併せて通知する。

なお、通知において、技術提案に基づく施工計画により参加を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒂　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加　上記４⑶なお書きにより申請書等を提出することができる。

なお、入札公示の時点においても当該資格の決定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争（指名競争）参加資格の決定を受け、かつ、指名されていなければならない。

当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け北海道開発局長公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局釧路開発建設部契約課（〒085－8551　北海道釧路市幸町10丁目３番地　電話0154－24－7120）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⒃　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⒄　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tutomu Sudo, Director of Kushiro Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Gojikkoku Bridge, National Highway 391, Shibecha Town, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 19 August 2014

⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 12 : 00 p.m. 10 October 2014

⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 a.m. 12 November 2014 (tenders brought with 10 : 00 a.m. 12 November 2014 or submitted by mail 10 : 00 a.m. 12 November 2014)

⑺　Contact point for tender documentation : Takeshi Suzuki, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Kushiro Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3—10, Saiwai-Cho, Kushiro, Hokkaido 085—8551, Japan TEL 0154—24—7120

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局釧路開発建設部が発注する一般国道391号標茶町五十石橋上部工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年７月28日

北海道開発局長　岡部　和憲

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　一般国道391号標茶町五十石橋上部工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　北海道川上郡標茶町

3　工事内容　工事延長：Ｌ＝300.0m（ＳＰ＝36,150.0～ＳＰ＝36,450.0）、橋長：Ｌ＝255.0m、有効幅員：Ｗ＝8.5m、橋梁形式：鋼５径間連続非合成３主鈑桁橋、架設方法：ベント併用クローラクレーン架設

4　工事区分　鋼橋上部

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成26年７月28日から平成26年８月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成26年８月20日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060—8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011—709—2311内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。